

諮問番号：平成30年度諮問第21号

答申番号：平成30年度答申第20号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の理由により、原処分 of 返還額を控除するべきであると主張しているものと解される。

(1) 平成26年7月から平成28年10月24日まで、請求人の親及び兄から合計465万円の借金をしており、本件売却収入から当該借金を支払ったため、平成30年4月10日時点では、「226万2,297円」しか保有していなかった。原処分どおり返還すれば、すぐに生活困窮に陥るのは明白であり、今後の通院医療費、損害賠償金及び民事の弁護士費用が支払えなくなる。

(2) 高額医療制度を大幅に上回る医療費の「10割返還」を求めることは不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

(1) 原処分は、保護開始時から請求人が所有していた本件不動産の処分に伴う本件売却収入に係る決定であり、生活保護法（以下「法」という。）第63条による返還額を決定すべきことは明らかである。また、今後の通院医療費は一般的な治療に伴う経費であり、損害賠償金及び民事の弁護士費用は請求人の責めに帰すべき事由により生じた経費であるから、いずれも返還額から控除すべき経費と認められない。

(2) 法において、支給した保護費の返還額を決定する際に、国民健康保険適用時と同様の3割分への減額を認めるとの根拠規定はない。

(3) 以上のとおり、原処分には何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、本件売却収入から保護開始前の借金の返済に充てたため費消しており、今後の通院医療費、損害賠償金及び民事の弁護士費用が支払えなくなるなど、すぐに生活困窮に陥るのは明白であるから、返還額を控除すべきと主張する。

しかしながら、法第63条の返還は、処理基準上原則として保護費の全額とし、被保護者の自立更生を著しく阻害する場合にこれを控除する取扱いとされており、かつ、保護開始前の債務の弁済のために充てられた額は返還額から控除することはできないとされているから、保護開始前の借金の返済に充てたことを理由として原処分において返還額を控除すべきであるという請求人の主張は採用することができない。

また、被保護者の資力が換金された場合、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とするべきとされているところ、処分庁は本件売却収入について保護の処理基準に定める額及び必要経費の実費を控除しており、そのほかに控除すべき金額があると認められる特段の事情は認められないから、原処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 さらに、請求人は、高額医療制度を大幅に上回る医療費の「10割返還」を求めることは不当であると主張するが、法第63条の規定は、本来的には保護の受給資格を有しない者に対して保護の補足性の原則の例外として、保護を行った場合において事後的な調整を図るための規定であり、保護を受給しなかったことを前提として保護世帯の経済的状況を再現すべきことを定めるものであるとは解することはできない。また、被保護者については、国民健康保険法の適用が除外されており、請求者についても同法の適用はないことは明らかである。そうすると、請求人に要した医療費（療養の給付）の全額について法に基づく扶助がなされたものである以上、法第63条の返還においては、その全額につき返還を求めることとなるのは当然の帰結であるというべきである。
- 4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成30年8月23日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月28日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにほかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を

定めているが、こうした基準によれば、被保護者がその資力を換金した場合には、当該資力を限度として支給した保護金品の全額が法第63条による返還対象となるものの、被保護者の自立更生のためのやむを得ない費用については、要返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、処理基準に従い、本件売却収入及び固定資産税日割分の合計額703万1,617円から、仲介手数料及び契約印紙代の必要経費22万9,300円を控除した680万2,317円を請求人の収入と認定し、請求人に対して支給した保護金品に相当する215万2,915円の過支給額の返還を求めているものと認められる。そして、本件の事実関係からは、自立更生の費用として控除すべきものがある特段の事情はうかがわれなから、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、請求人は、本件売却収入を保護開始前の借金の返済等に充てたため費消しており、今後の通院医療費、損害賠償金及び民事の弁護士費用が支払えなくなるなど、すぐに生活困窮に陥るのは明白であるから、返還額を控除すべきと主張するが、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は自立更生の範囲には含まれないとされているから、これを処理基準に定める自立更生を著しく阻害する事情と認めることはできず、請求人の主張は採用することはできない。

さらに、請求人は、高額医療制度を大幅に上回る医療費の「10割返還」を求めることは不当であると主張するが、被保護者には国民健康保険法の適用はなく（同法第6条第9号）、資力が換金された場合には保護受給期間中に扶助された医療費の全額が法第63条による返還の対象となることは制度上当然に予定されていることから、かかる主張を採用することはできない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美